

第1回 阿智村宿泊税に関する調査検討委員会 資料

令和5年11月16日（木）

①検討の背景

4-1

関連するSDGsの目標



観光を基軸とした産業振興

[商工観光課 観光係・商工係]

施策目標 5年後の阿智村を見据えて

リニア中央新幹線の開業、三遠南信自動車道の全線開通による新しい高速交通時代を見据え、昼神温泉を中心とした観光業の振興により、交流人口の拡大を図るとともに、観光業と住民・各産業を有機的に連携させることで産業を振興し、雇用の創出による人口増、若者定住を図り持続可能な村づくりをめざします。

第5節 財 政

本村は、平成17年度に浪合、平成20年度に清内路と合併しましたが、依然としてその規模が小さく、地方交付税、国庫補助負担金等の依存財源の割合が非常に高くなっています。

国の財政状況も厳しくなる中、本村における財政環境も引き続き厳しい状況となっています。

経済発展的な施設整備や生活関連施設など社会資本の整備及び住民が望む新たなサービスを提供していくために、安定した財政基盤の確立、効率的な行政運営、受益者負担原則の確立、財源の計画的・重点的・効果的配分などに十分配慮し、中長期を展望した予算管理や基金・村債等の適正な管理による健全な財政運営に努めていく必要があります。

検討の背景

観光業の振興による持続可能な村づくりの実現に向け、安定性・継続性のある観光振興財源が必要である。

一方、人口減少により予算の規模は縮小が見込まれ、税収等の伸びも期待できず、観光振興財源の確保には限界がある。

観光振興に関わる受入環境整備は、来訪者に一定の負担をお願いするという受益者負担の観点から、法定外目的税である「**宿泊税**」について導入の必要性・目的・手段について検討する。

福岡県・福岡市の宿泊税概要

| 課税団体 | 福岡県 | 福岡市 |
|---------|--|---|
| 課税客体 | 福岡県内に所在する次の事業に係る宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる <u>宿泊行為</u> <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法に規定する旅館業 ・<u>国家戦略特別区域法に規定する認定事業</u> ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業 | 福岡市内に所在する次の事業に係る宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる <u>宿泊行為</u> <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業 ・住宅宿泊事業 |
| 納税義務者 | 上記施設への <u>宿泊者</u> | 同左 |
| 課税標準 | 上記施設への <u>宿泊数</u> | 同左 |
| 徴収方法 | ・特別徴収(宿泊事業者等が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。) | 同左 |
| 特別徴収義務者 | ・宿泊施設の経営者 <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 | ・旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者 |
| 税率 | ・ <u>1人1泊につき200円</u> ※必要な財源規模の確保や先行自治体と比較して過重な負担でないことから設定 ※宿泊に対して税を課す市町村の区域内にある宿泊施設は、1人1泊につき100円 ※福岡市域内の宿泊施設は、1人1泊につき50円 | ・ <u>1人1泊につき宿泊料金が、①2万円未満:150円、②2万円以上:450円</u> ※必要な財源規模の確保や、宿泊料金の多寡を反映できる仕組み。さらに、京都市及び金沢市の税率を踏まえて設定 |
| 免税点 | なし | なし |
| 課税免除 | なし | ・なし |
| 課税期間 | 条例施行後3年・その後は5年を目途に見直しを行う規定有 | 福岡県に同じ |
| 入湯税 | <u>なし</u> | <u>宿泊1人1泊あたり150円⇒50円</u> |

※赤字下線部分は、福岡県と福岡市で異なる点を示す。

※特別徴収義務者の欄は、条例の規定をそのまま記載しているため内容が異なっているが、実際の特別徴収義務者はほぼ同様である。

②検討すべき論点

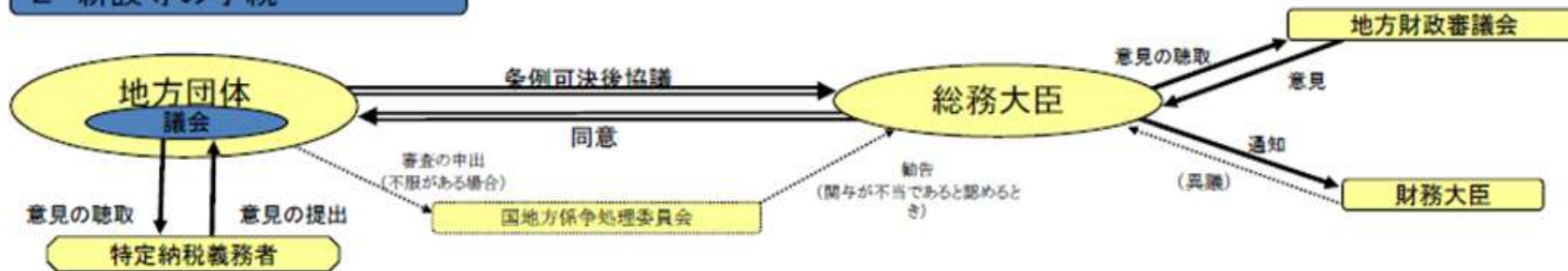
現行制度の概要

1 法定外税

地方団体は地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができる。これを「法定外税」という。
平成12年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設された。

また、平成16年度税制改正により、既存の法定外税について、税率の引き下げ、廃止、課税期間の短縮を行う場合には総務大臣への協議・同意の手続が不要となったほか、特定の納税義務者に係る税収割合が高い場合には、条例制定前に議会でその納税者の意見を聴取する制度が創設された。

2 新設等の手続



次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。（地方税法第261条、第671条、第733条）

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

「特定納税義務者」

法定外税の納税額が、全納税者の納税額総額の10分の1を継続的に超えると見込まれる者として、次の2つの要件をどちらも満たすと見込まれる者

- ① 条例施行後5年間の合計で、当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える見込みがあること
- ② 当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える年が、条例施行後5年間のうち3年以上あると見込まれること

法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準

「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」(抄)
(平15・11・11 総税企 第179号 各道府県 道府県税所管部長・市町村税所管部長、東京都総務・主税局長あて総務省自治税務局長通知)

第1 法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準

1. 処理の基本的事項

総務大臣は、以下に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意するものとする。

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

2. 基本的事項に係る考慮すべき事項等

(1)から(3)までの事由については、それぞれ次のことに留意するものとする。

- (1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」については、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし」とは、実質的に見て国税又は地方税と課税標準が同じである場合を含むものであり、「住民の負担が著しく過重となること」とは、住民(納税者)の担税力、住民(納税者)の受益の程度、課税を行う期間等から判断して明らかに、住民の負担が著しく過重となると認められることをいうものである。
- (2) 「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」とは、課税の目的、内容及び方法、流通の状況、流通価格に与える影響等から判断して、当該法定外税が内国関税的なものであるなど、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えると認められることをいうものである。
- (3) 「国の経済施策に照らして適当でないこと」については、「国の経済施策」とは、経済活動に関して国の各省庁が行う施策(財政施策および租税施策を含む。)のうち、特に重要な、又は強力に推進を必要とするものをいい、「国の経済施策に照らして適当でないこと」とは、課税の目的、内容及び方法、住民(納税者)の担税力、住民(納税者)の受益の程度、課税を行う期間、税収入見込額、特定の者によって惹起される特別な財政需要に要する費用のために負担を求める税については当該税収を必要とする特別な財政需要の有無等の諸般の事情から判断して、国の経済施策に照らして適当でないことと認められることをいうものである。

法定外税の検討に際しての留意事項

「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」(抄)
(平15・11・11 総税企 第179号 各道府県 道府県税所管部長・市町村税所管部長、東京都総務・主税局長あて総務省自治税務局長通知)

第5 法定外税の検討に際しての留意事項

2. その他

法定外税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たって、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきである。

- (1) 地方公共団体の長及び議会において、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (2) 地方公共団体の長及び議会において、その税収入を確保できる税源があること、その税収入を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと等のほか、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (3) 法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民(納税者)の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。
- (4) 法定外税の創設に係る手続の適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要であること。なお、地方税法第259条第2項、第669条第2項及び第731条第3項の規定により、都道府県又は市町村の議会において特定納税義務者から意見聴取を行う場合には、別途通知した「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に係る特定納税義務者に対する意見聴取について」(平成16年5月19日総税企第73号)を踏まえて意見聴取を実施すること。

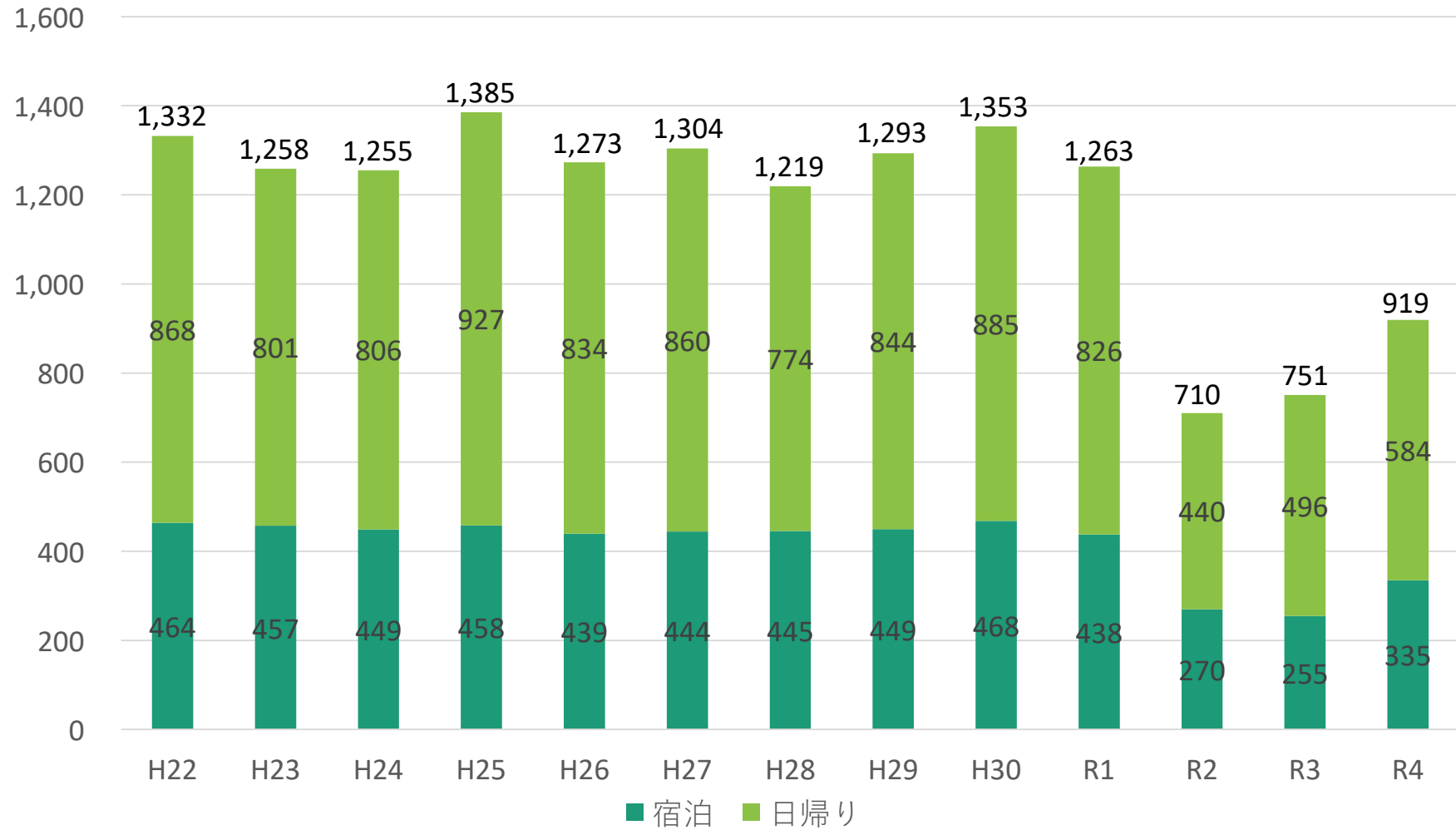
検討委員会の論点

| 論点 | 検討すべき内容 |
|--|--|
| <p>(1) 税収入を必要とする財政需要があるか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・観光振興の現状と課題、財政状況を踏まえた上での今後の観光振興に向けた施策の方向性 <p>「③財政需要について」</p> |
| <p>(2) 税以外により適切な手段がないか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・税以外の手法の整理と妥当性 <p>「④税以外の適切な手段の検討」</p> |
| <p>(3) 目的、対象等から見て税を手段とすることがふさわしいものであるか。 税収入を確保できる税源があるか。 徴収方法が適当であるか。 課税を行う期間は適当であるか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者、課税標準 ・徴収方法、特別徴収義務者 ・税率、免税点、課税免除 ・入湯税の制度改正の必要性 ・定期的な税のあり方の検証期間 <p>「⑤課税要件等の検討」 「⑥入湯税について」 「⑦宿泊税の使途」</p> |

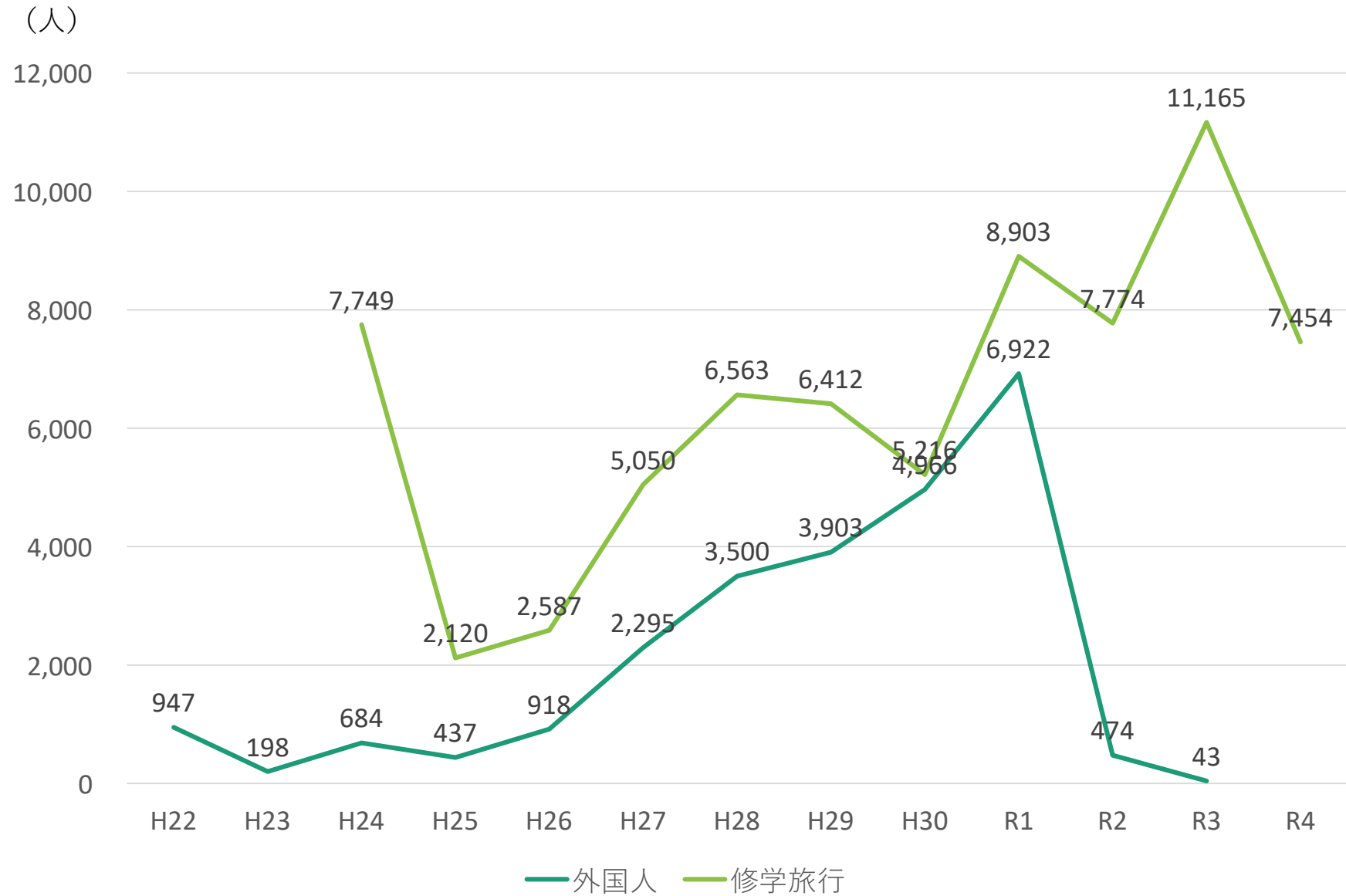
③財政需要について

観光客の推移（宿泊・日帰り）

(千人)

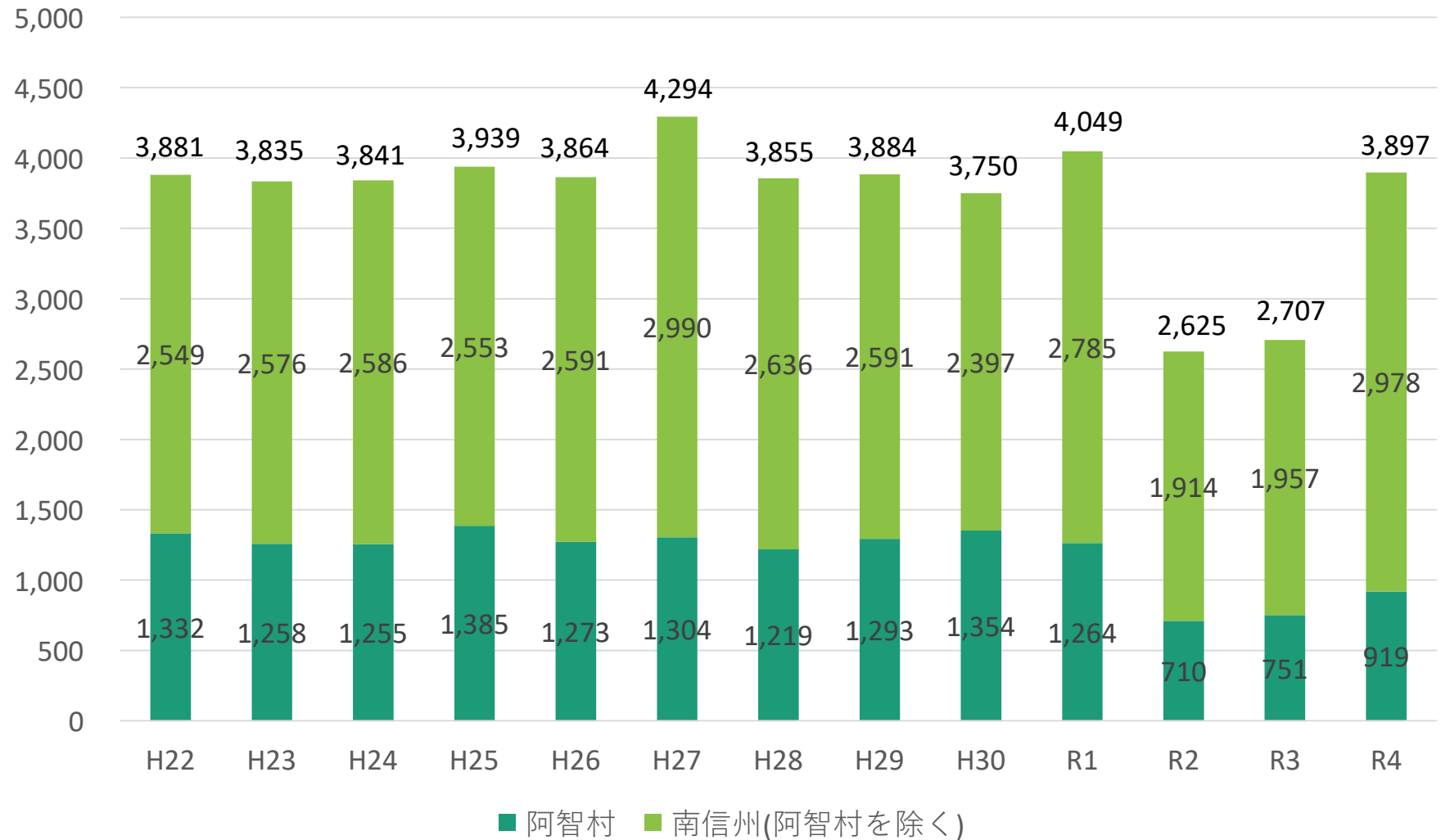


観光客の推移（外国人・修学旅行）



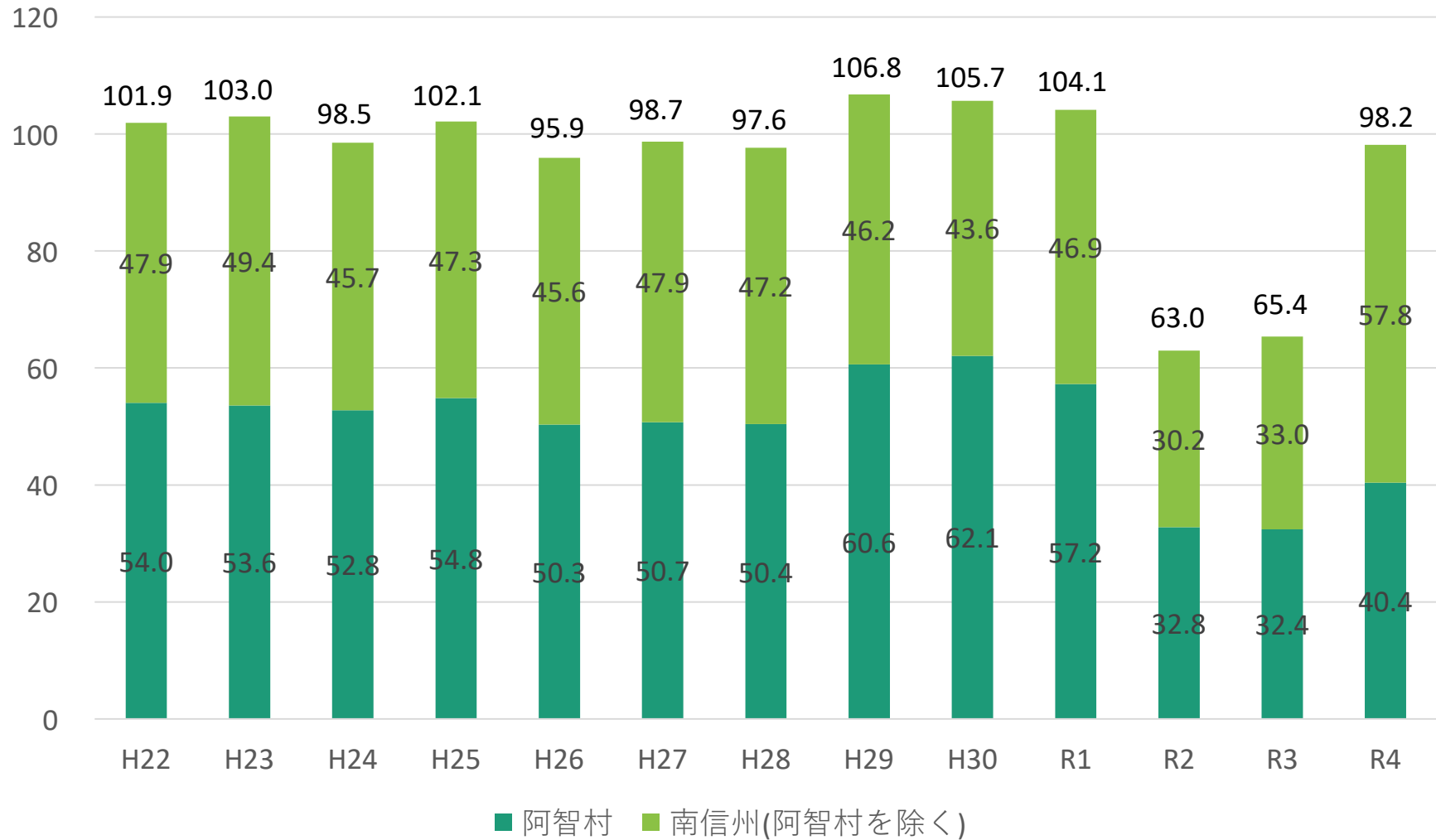
南信州における阿智村の観光客数

(千人)

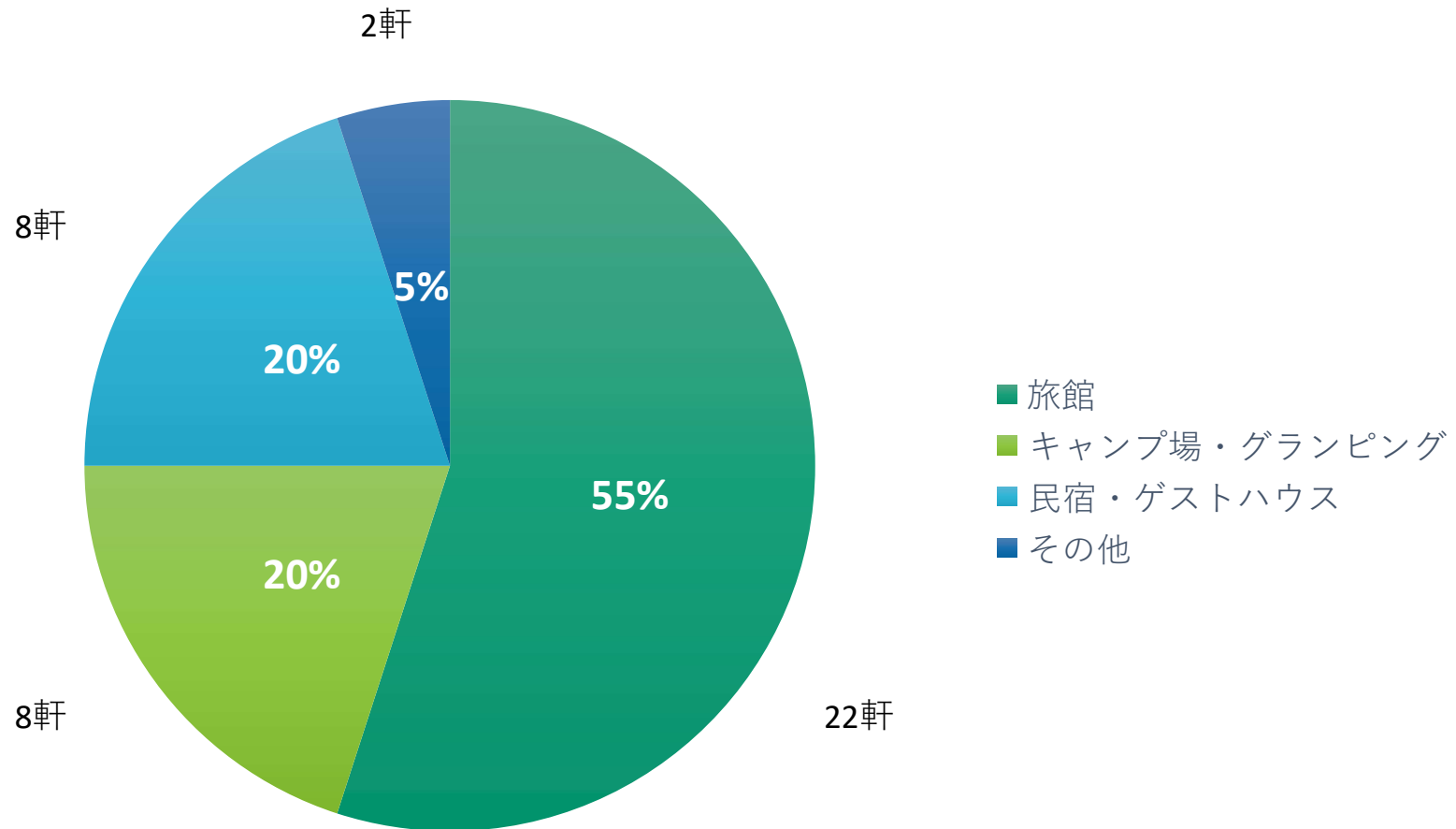


南信州における阿智村の観光消費額

(億円)

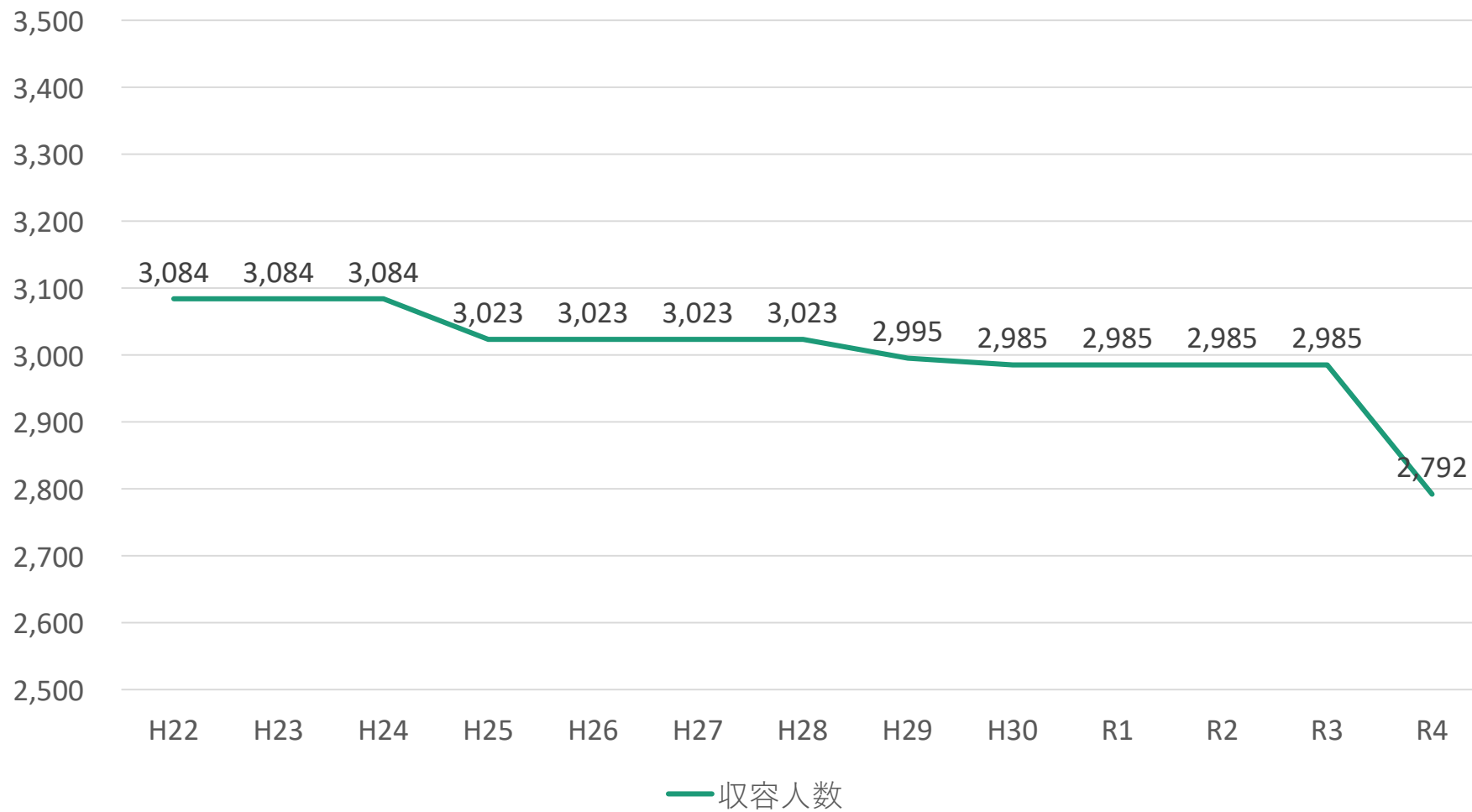


宿泊施設の内訳

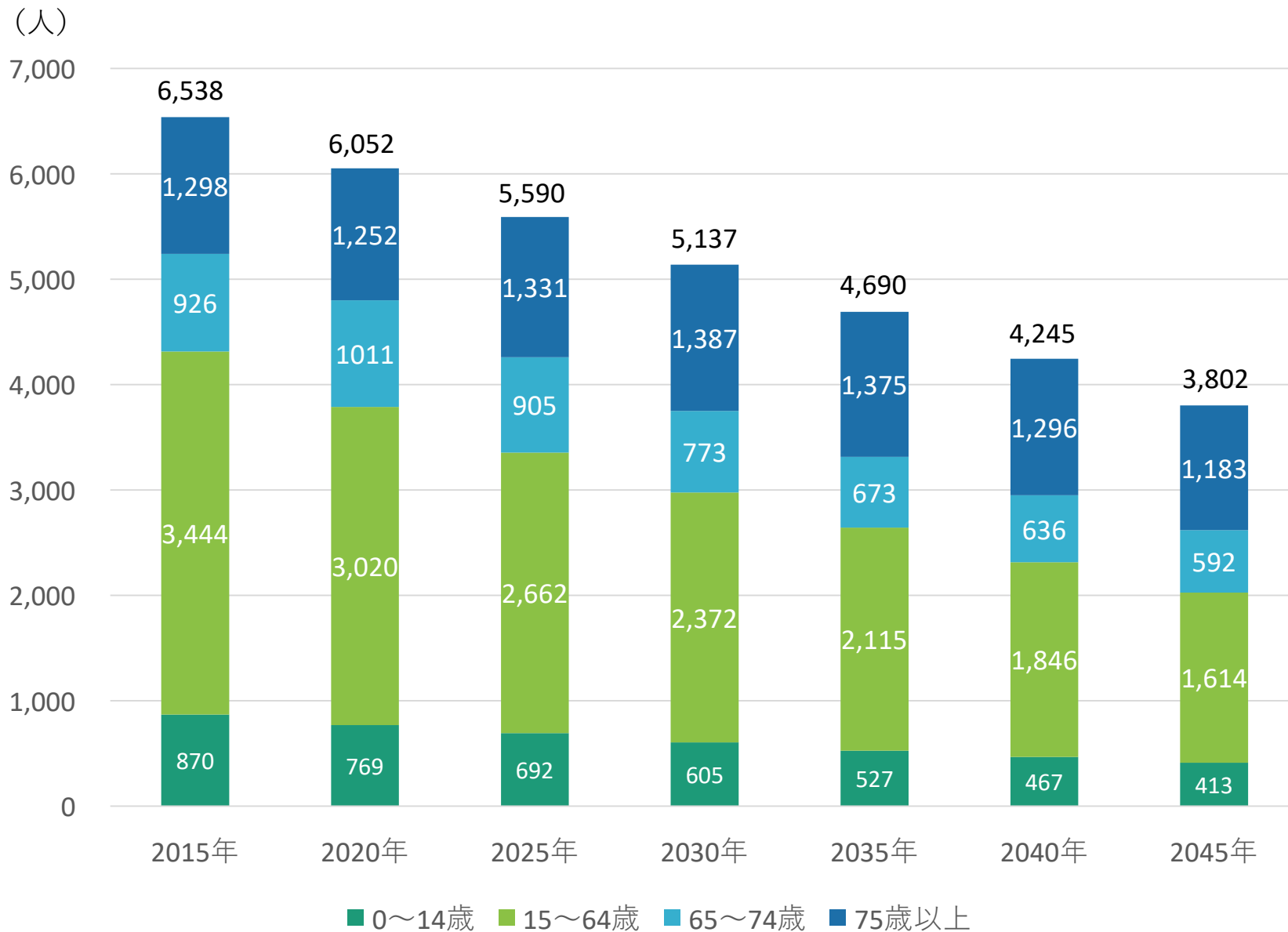


昼神温泉の収容人数

(人)

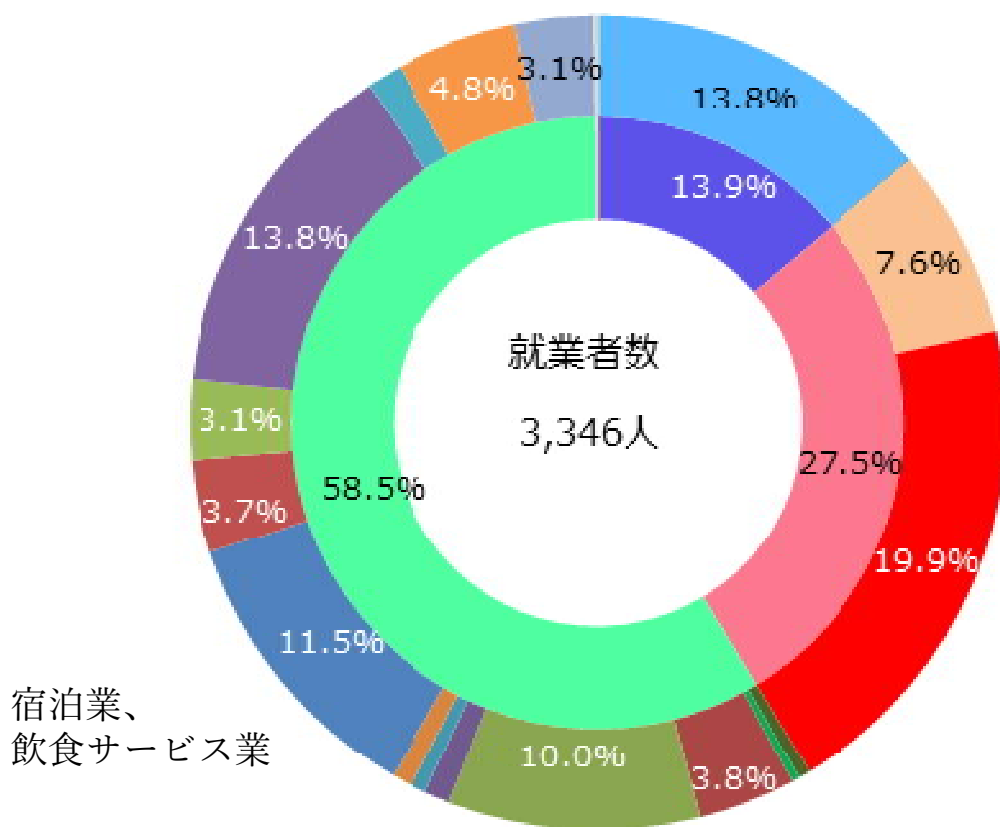


阿智村の人口の推移（見込）



阿智村の就業者

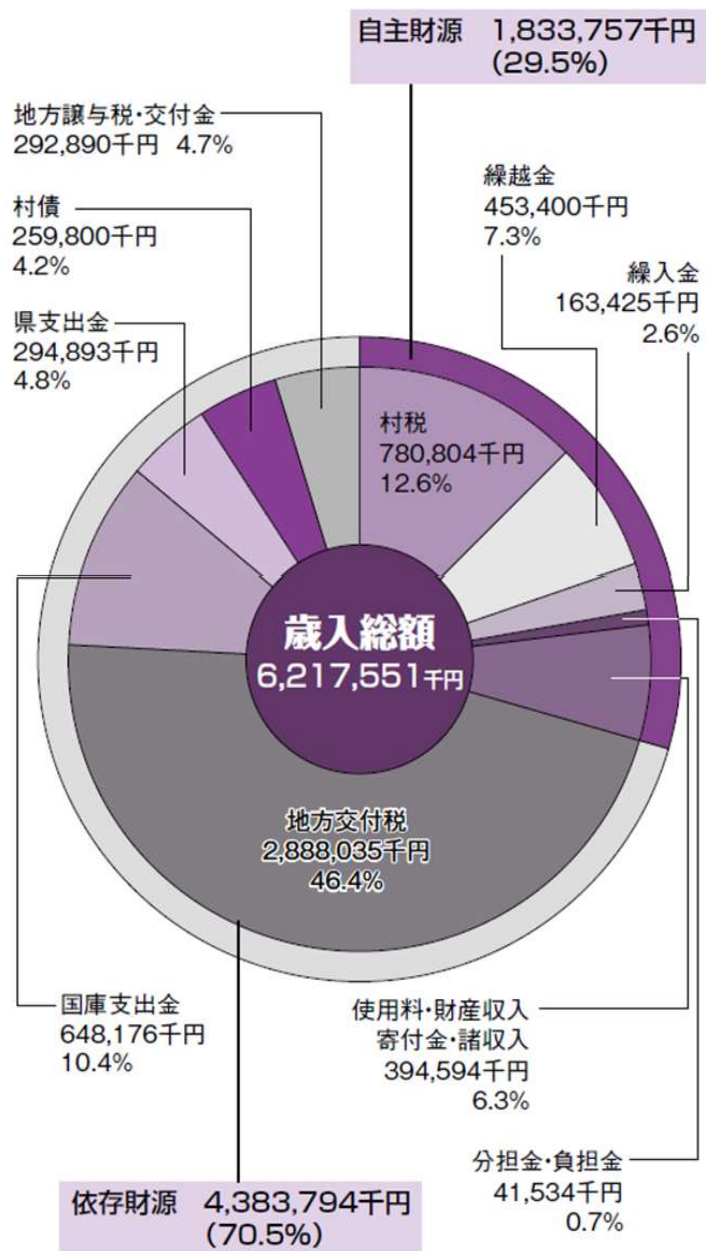
2020年 阿智村の就業者



- 農業, 林業(13.8%)
- 漁業(0.1%)
- 鉱業, 採石業, 砂利採取業(0.0%)
- 建設業(7.6%)
- 製造業(19.9%)
- 電気・ガス・熱供給・水道業(0.5%)
- 情報通信業(0.3%)
- 運輸業, 郵便業(3.8%)
- 卸売業, 小売業(10.0%)
- 金融業, 保険業(1.0%)
- 不動産業, 物品賃貸業(0.6%)
- 学術研究, 専門・技術サービス業(0.8%)
- 宿泊業, 飲食サービス業(11.5%)
- 生活関連サービス業, 娯楽業(3.7%)
- 教育, 学習支援業(3.1%)
- 医療, 福祉(13.8%)
- 複合サービス事業(1.4%)
- サービス業 (他に分類されないもの) (4.8%)
- 公務 (他に分類されるものを除く) (3.1%)
- 分類不能の産業(0.2%)
- 一次産業(13.9%)
- 二次産業(27.5%)
- 三次産業(58.5%)
- 不明(0.2%)

© jp.gdfreak.com

阿智村の決算



自主財源…村が自主的に収入できるお金のことをいい、村税や使用料、財産収入などが該当します。

依存財源…国や県の決定により交付される収入のことで、補助金や地方交付税、村債などが該当します。

令和4年度 決算の概要

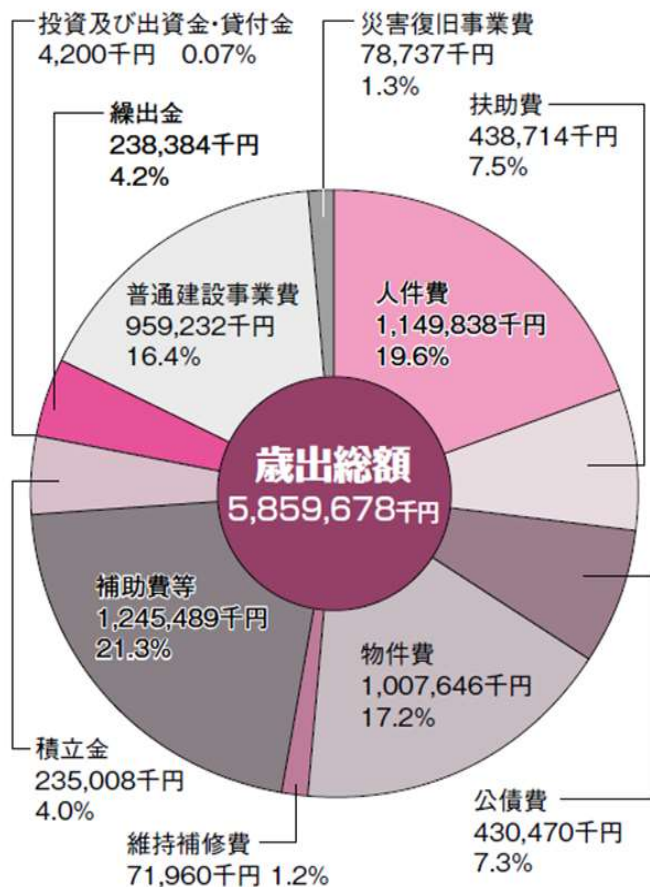
一般会計決算 歳入

(単位:千円)

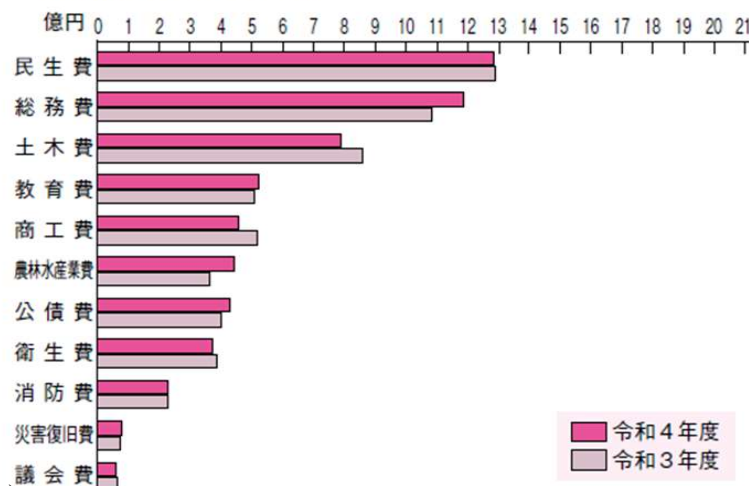
| 項目 | 4年度歳入額 | 前年比 | |
|--|-----------|---------|--------|
| 村 税 | 780,804 | 105,132 | |
| 村税の内訳 | 村 民 税 | 291,793 | 26,882 |
| | 固定資産税 | 385,154 | 65,488 |
| | 軽自動車税 | 31,262 | 2,011 |
| | たばこ税 | 36,173 | 2,375 |
| | 入 湯 税 | 36,422 | 8,376 |
| 線 越 金 | 453,400 | 85,961 | |
| 線 入 金 | 163,425 | 64,727 | |
| 分担金・負担金 | 41,534 | 10,356 | |
| 使 用 料 入 金 財 産 収 入 寄 付 金 入 諸 収 入 | 394,594 | 54,573 | |
| 計 | 1,833,757 | 320,749 | |

| 項目 | 4年度歳入額 | 前年比 |
|--------|-----------|-----------|
| 地方交付税 | 2,888,035 | △ 41,406 |
| 国庫支出金 | 648,176 | △ 114,781 |
| 県支出金 | 294,893 | △ 1,513 |
| 村 債 | 259,800 | △ 136,300 |
| 地方譲与税金 | 292,890 | △ 54,699 |
| 計 | 4,383,794 | △ 348,699 |
| 合 計 | 6,217,551 | △ 27,950 |

阿智村の決算



一般会計歳出【目的別】



令和4年度 決算の概要

一般会計決算 歳出

一般会計歳出【性質別】

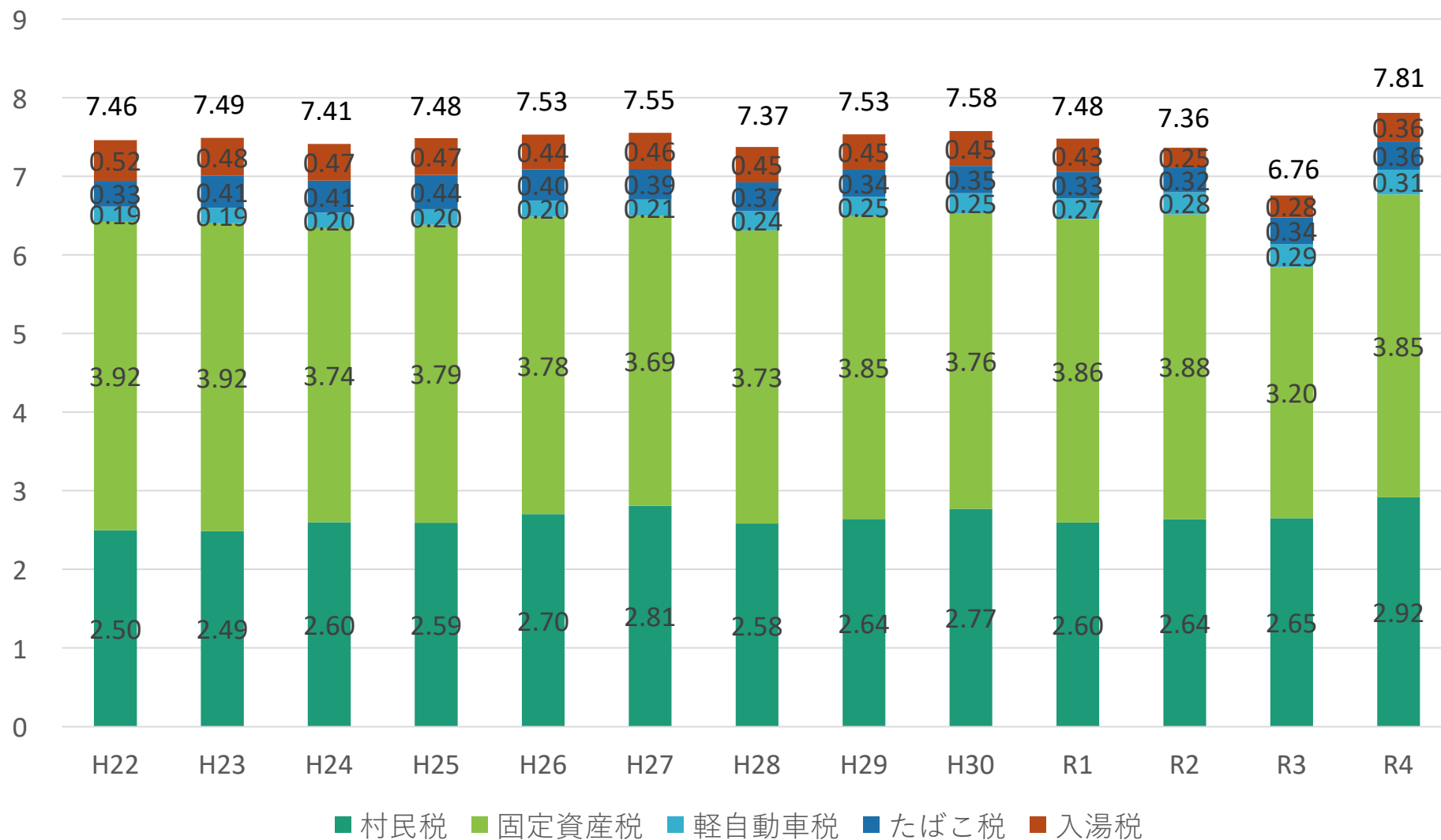
(単位：千円)

| 項目 | 4年度歳出額 | 前年比 |
|-------------|-----------|-----------|
| 人件費 | 1,149,838 | △ 11,464 |
| うち職員等の給与 | 664,548 | △ 21,112 |
| 扶助費 | 438,714 | 41,013 |
| 公債費 | 430,470 | 26,221 |
| 小計 | 2,019,022 | 55,770 |
| 物件費 | 1,007,646 | 38,665 |
| 維持補修費 | 71,960 | △ 2,691 |
| 補助費等 | 1,245,489 | 90,989 |
| 積立金 | 235,008 | 40,174 |
| 投資及び出資金・貸付金 | 4,200 | 3,000 |
| 繰出金 | 238,384 | △ 219,096 |
| 普通建設事業費 | 959,232 | 56,068 |
| 災害復旧事業費 | 78,737 | 4,698 |
| 小計 | 1,037,969 | 60,766 |
| 合計 | 5,859,678 | 67,577 |

【出所】 広報あち (令和5年10月号)

税収の推移

(億円)



歳出及び観光費の推移

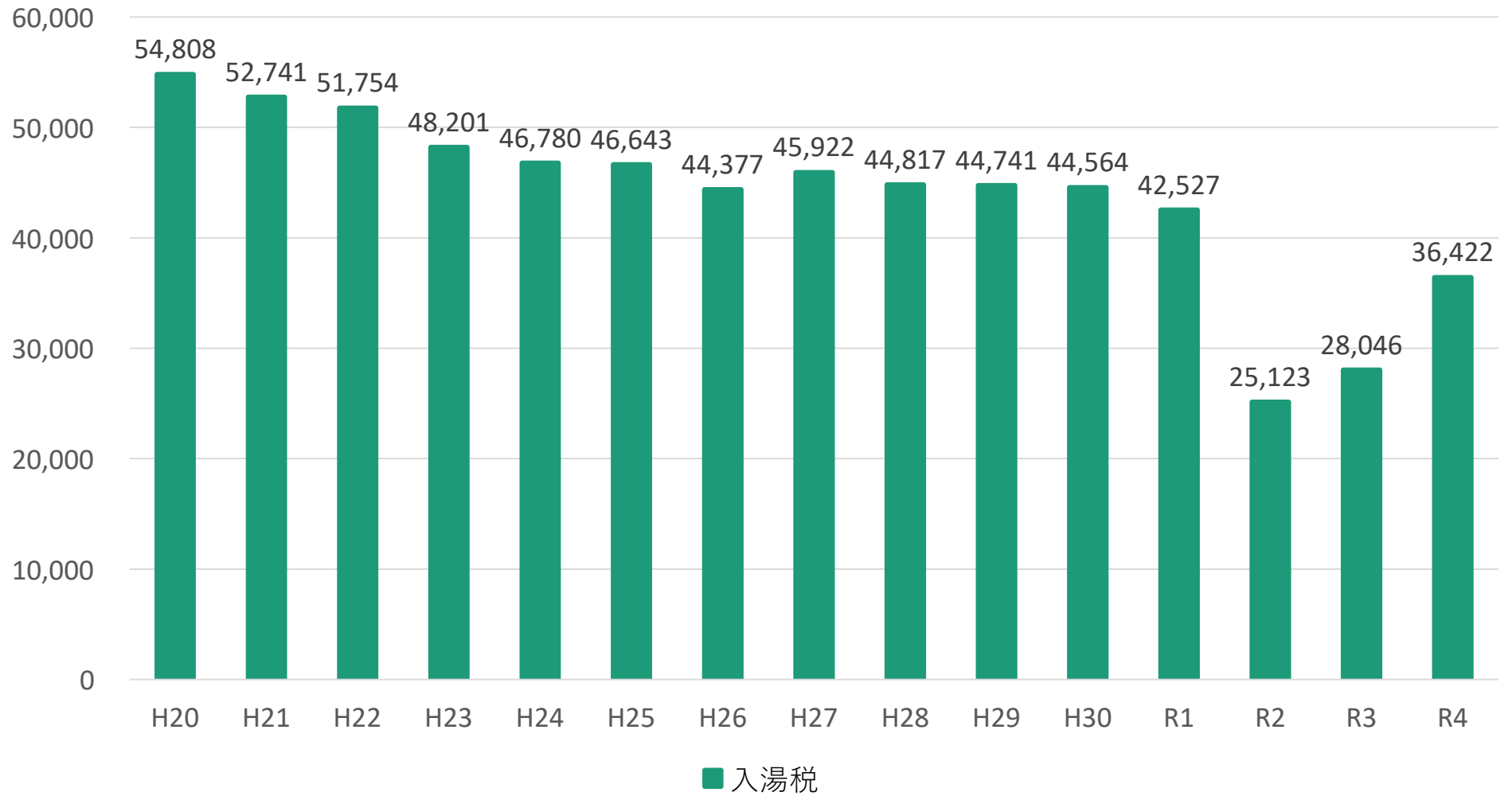


歳出及び民生費の推移



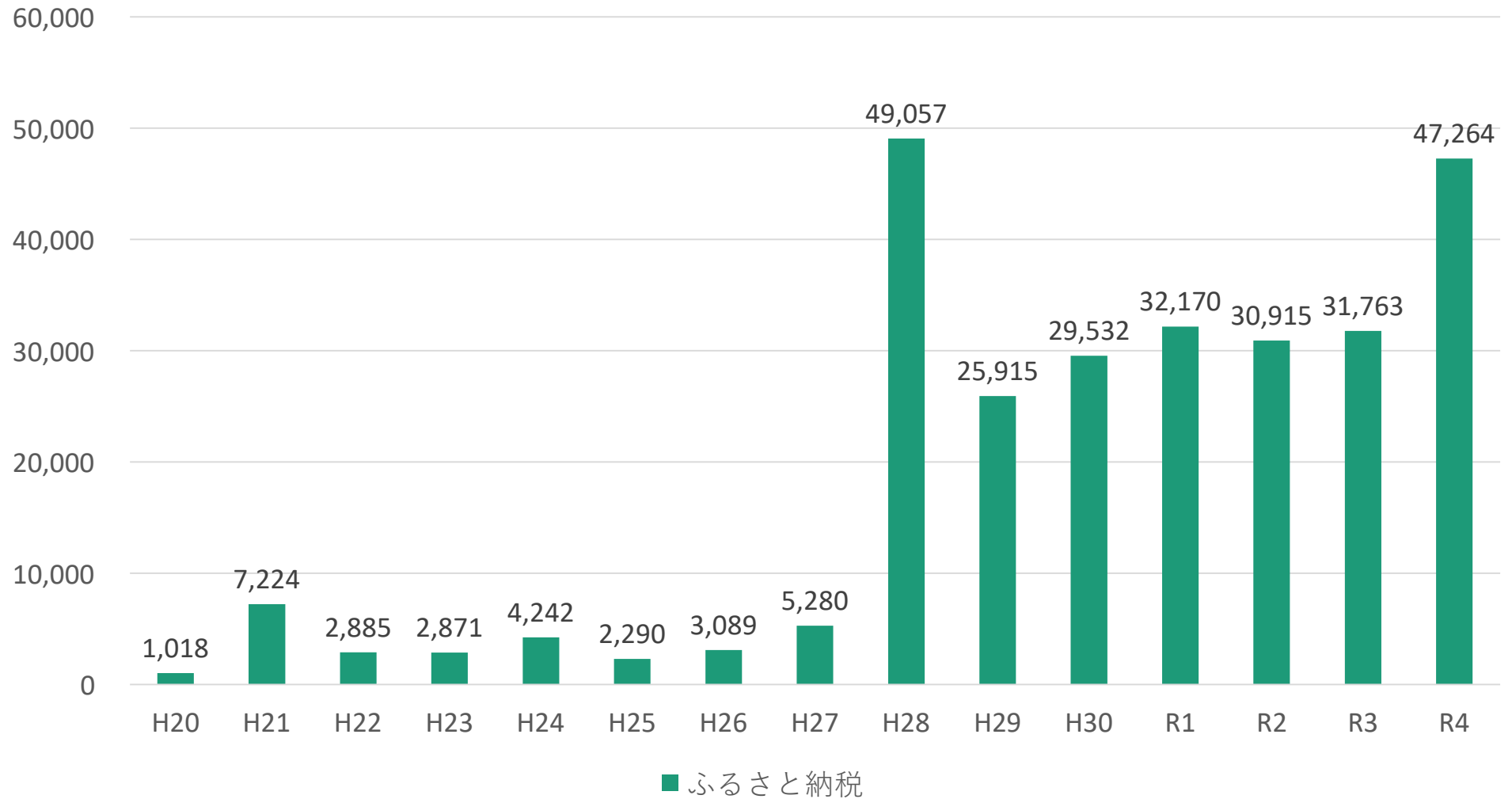
入湯税の推移

(千円)



ふるさと納税の推移

(千円)



今後必要と考えられる取組

| 基本戦略 | 取組内容 | 事業規模 |
|--------------|------------------------------------|------------------|
| 昼神温泉リニア新時代構想 | ランドマーク施設建設 ウォークアブルなまちなみ整備 | 推定30億円 (総事業費) |
| 阿智村観光事業 | ブランディング 広告宣伝 誘客活動 地域資源の発掘 | 1.4億円 (1年間) |
| 観光地整備事業 | 受入環境の整備 | 0.2億円 (1年間) |
| 温泉事業 | 昼神温泉の安定供給 | 0.3億円 (1年間) |

今後10年間の推定事業費 49億円

④税以外の適切な手段の検討

| 種類 | 概要 | 安定性 継続性 | 受益と 負担 | 規模 |
|-----|---|------------|-----------|--------------|
| 地方税 | 地方公共団体がその経費に充てるため、財力調達を目的を持って、その課税権に基づき賦課・徴収するもの。 | 安定的 継続的 | 広範 | 規模の確保 が可能 |
| 分担金 | 地方公共団体が行う特定の事件に必要な費用に充てるため、特に利益を受ける者から、その受益の限度において徴収するもの。 | 安定的 非継続 | 限定的 | 限定的 |
| 負担金 | ①法律に基づき、特別の利益関係等を有する者から、その事業経費を受益等の程度に応じて徴収するもの。 ②財政政策上その他の見地から、その事業に要する経費を定められた負担割合に応じて求めるもの。 | 安定的 非継続 | 限定的 | 限定的 |
| 使用料 | 行政財産の目的外使用及び公の施設の使用に対し、その反対給付として徴収するもの。 | 安定的 継続的 | 限定的 | 限定的 |
| 手数料 | 特定の者に提供する役務に対し、その費用を償うため又は報償として徴収するもの。 | 安定的 継続的 | 限定的 | 限定的 |
| 寄附金 | 地方公共団体が実施する一定の事業に必要な経費に充てるため、相当の給付を行うことなく、金銭又は特定の財産の給付を受けるもの | 不安定 | なし | 規模の確保 が可能 |

⑤課税要件等の検討

税率の検討

| 団体名 | 京都市 | 金沢市 | 倶知安町 | 福岡市 | 北九州市 | 長崎市 |
|-----------------|---|--------------------------------------|-------------------|--|-------------------|---|
| 税率 | 1人1泊について、宿泊料金が | 1人1泊について、宿泊料金が | 1人1泊または1部屋1泊の | 1人1泊について、宿泊料金が | 1人1泊につき | 1人1泊について、宿泊料金が |
| | ① 2万円未満 ：200円 ② 2万円以上5万円未満 ：500円 ③ 5万円以上 ：1,000円 | ① 2万円未満 ：200円 ② 2万円以上 ：500円 | 宿泊料金の2% | ① 2万円未満 ：200円 ② 2万円以上 ：500円 (上記いずれも、うち県税50円) | 200円 (うち県税50円) | ① 1万円未満 ：100円 ② 1万円以上2万円未満 ：200円 ③ 2万円以上 ：500円 |
| ～7千円未満 | 200円 | 200円 | ※5千円の場合 100円 | 200円 | 200円 | 100円 |
| 7千円～ 1万円未満 | 200円 | 200円 | ※7千円の場合 140円 | 200円 | 200円 | 100円 |
| 1万円～ 1.5万円未満 | 200円 | 200円 | ※1万円の場合 200円 | 200円 | 200円 | 200円 |
| 1.5万円～ 2万円未満 | 200円 | 200円 | ※1万5千円の場合 300円 | 200円 | 200円 | 200円 |
| 2万円～ 5万円未満 | 500円 | 500円 | ※2万円の場合 400円 | 500円 | 200円 | 500円 |
| 5万円～ | 1,000円 | 500円 | ※5万円の場合 1,000円 | 500円 | 200円 | 500円 |

税率の検討

| 団体名 | 東京都 | 大阪府 | 福岡県 |
|-----------------|--|--|--|
| 税率 | 1人1泊について、宿泊料金が | 1人1泊について、宿泊料金が | 1人1泊につき |
| | ① 1万円以上1万5千円未満 : 100円 ② 1万5千円以上 : 200円 | ① 7千円以上1万5千円未満 : 100円 ② 1万5千円以上2万円未満 : 200円 ③ 2万円以上 : 300円 | 200円 ※福岡市、北九州市内の宿泊施設は、 50円 ※その他新たに宿泊税を県内市町村 が課す場合、100円 |
| ～7千円未満 | 非課税 | 非課税 | 200円 |
| 7千円～ 1万円未満 | 非課税 | 100円 | 200円 |
| 1万円～ 1.5万円未満 | 100円 | 100円 | 200円 |
| 1.5万円～ 2万円未満 | 200円 | 200円 | 200円 |
| 2万円～ 5万円未満 | 200円 | 300円 | 200円 |
| 5万円～ | 200円 | 300円 | 200円 |

⑥入湯税について

阿智村の入湯税

| | |
|------|---|
| 課税客体 | 鉱泉浴場における入湯行為 |
| 税率 | 1人1日150円 |
| 徴収方法 | 旅館等が特別徴収義務者として、入湯客から入湯税を徴収し、村に納入 |
| 用途 | 環境衛生施設の整備 鉱泉源の保護管理施設の整備 消防施設その他消防活動に必要な施設の整備 観光の振興（観光施設の整備を含む） |

| 年度 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 人数 (万人) | 31.1 | 29.6 | 30.6 | 29.9 | 29.8 | 29.7 | 28.4 | 16.7 | 18.7 | 24.3 |
| 税額 (万円) | 4,664 | 4,438 | 4,592 | 4,482 | 4,474 | 4,456 | 4,253 | 2,512 | 2,805 | 3,642 |

⑦宿泊税の用途

宿泊税を財源とする取組の考え方

| 団体名 | 京都市 | 金沢市 | 倶知安町 | 福岡市 | 北九州市 | 長崎市 |
|---------|--|---|-----------------------------------|--|---|---|
| 基本的な考え方 | 入洛客に資する施策に用いるだけでなく、市民生活の満足度を高め、京都の都市の品格と魅力を一層向上させるような施策にも活用 | | 倶知安町を訪れる国内外の観光客の満足度を向上 | ①福岡市観光振興条例で定める施策 ②九州における福岡市の役割や今後の観光・MICEの動向等を踏まえ、重要性や優先度の高い事業を選択 ③既存事業へ単純に充当しない | ①北九州市観光振興プランに基づく施策 ②今後の観光動向や、九州全体における北九州市の役割を踏まえた施策 ③既存施策への単純な充当は行わない | 訪問客への還元 ①新規事業 ②既存事業の拡充 ③新規事業又は拡充事業の効果的な継続 ④既存事業であっても、基本的方針に合致する事業であれば対象とする。 |
| 用途の分類 | ①住む人にも訪れる人にも京都の品格や魅力を実感できる取組の推進 ②京都の魅力の国内外への情報発信の強化 ③入洛客の増加など、観光を取り巻く情勢の変化に対応する受入環境の整備 | ①まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興を図る施策 ②観光客の受入環境の充実を図る施策 ③市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策 | ①リゾート地としての質の向上 ②リゾート地としての魅力の向上 | ①観光産業の振興 ②受入環境の整備 ③観光資源の魅力の増進等 ④MICEの振興 ⑤持続可能な観光の振興 | ①北九州市＝観光都市としてのブランディング ②北九州ならではの地域資源の観光資源化 ③セールスプロモーション戦略 ④おもてなしの充実 ⑤MICE戦略 ⑥インバウンド戦略 | ①受入環境整備 ②情報提供・誘致 ③サービス向上・消費拡大 ④資源磨き ⑤緊急事態対応 |

